

大阪市告示第483号

大阪市立有料自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成18年大阪市条例第87号）第2条第2項、第4条第3項及び同条第4項の規定に基づき、令和8年4月1日からの受付日時及び利用料金の額を次のとおり承認したので、第2条第4項の規定及び第4条第5項の規定に基づき別紙のとおり公告する。

令和8年4月1日

大阪市長 横山英幸

（建設局総務部管理課）